

## 制度の特色

### 退職金制度の確立

従業員のための退職金を計画的に準備できます。

また、商工会議所を通じて、大企業などの退職金制度が容易に確立でき、求人対策・従業員の意欲向上、定着化に役立ちます。

### 税法上の特色

この制度は、所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済制度」として国の承認を得ています。事業主が負担する掛金は、1人月額30,000円まで掛金または必要経費に算入でき、従業員の給与所得にもなりません。

(法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条)

### 過去勤務期間通算のお取扱い

この制度に加入する前に、すでに事業所に勤務している従業員については、新規加入事業所のみその勤務期間を制度加入後の期間と通算して加入することができます。

くわしくはP5~6「過去勤務期間通算のお取扱い」をごらんください。

## 制度の内容

### 掛け金

・加入口数：1口1,000円で、従業員1人について30口までご加入いただけます。

※掛け金には1口あたり5円の制度運営事務費が含まれています。

制度運営事務費を除いた残額（1口あたり995円）を保険料として運用します。

・掛け金の負担：全額事業主負担です。

掛金として払込まれた金額は、事業主に返還しません。

・口数の増加：お申し出により、30口を限度として加入口数を増加させることができます。

### 給付金

この制度の給付金は、次のとおりです。（重複しては支払われません。）

・退職一時金・・・被共済者（加入従業員）が退職したとき。

・遺族一時金・・・被共済者（加入従業員）が死亡したとき。

・年金・・・加入期間10年以上の退職者が希望するとき。

なお、年金の受給中に死亡されたときには、その遺族に対して残余期間分の年金に代え、未支払年金の年金現価相当額を一時金でお支払いします。

### 給付金の受取人

この制度の給付金の受取人は、被共済者（加入従業員）です。

なお、ご本人が死亡のときには、労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族扶養の順位にあります。

### 解約手当金

途中で共済契約を解除された場合でも、解約手当金はその被共済者（加入従業員）にお支払いします。

なお、解約の場合は、被共済者（加入従業員）全員の同意が必要です。

## 参考

### ■給付金の税法上の取扱い

●退職一時金…退職所得となります。ただし、解約された場合の給付金は、一時所得となります。

(所得税法第31条、同法施行令第72条・第76条・第183条)

●遺族一時金…死亡退職金とみなされ相続税の対象となります。法定相続人数×500万円までの範囲内は非課税です。

(相続税法第3条・第12条、同法施行令第1条の2)

●年金…雑所得となります。公的年金等控除の適用が受けられます。

(所得税法第35条、同法施行令第82条の2)

※記載の税務取扱は、平成21年12月現在の税制に基づくものです。

今後、税法の取扱が変わる場合もあり、将来を保護するものではありません。

## 給付金額

### 退職一時金の額

基本退職一時金の額と加算給付額との合計額が、お受取りになる退職一時金の額となります。

### 〈基本退職一時金〉

掛金額と加入期間（掛け金納付月数）に応じて、あらかじめ商工会議所特定退職金共済制度規約に金額が定められています。

### 〈加算給付〉

毎年の運用実績に応じて、毎年7月1日に基本退職一時金に加算される金額です。

### 遺族一時金の額

死亡時の退職一時金の額に、掛け金1口について10,000円を加算した金額です。

### 年金月額

退職時の退職一時金額を原資として計算した金額を、年4回（3・6・9・12月）、3ヶ月分をとりまとめて10年間にわたってお支払いします。

ただし、年金月額が20,000円未満の場合は一時金でお支払いします。

## 基本退職一時金額、遺族一時金額および年金月額表

(掛け金額 1口1,000円について)

加入期間	掛け金累計額	基本退職一時金額	遺族一時金額	年金月額
1年	12,000円	11,720円	約21,720円	約-円
2	24,000	23,480	33,480	-
3	36,000	35,300	45,300	-
4	48,000	47,160	57,160	-
5	60,000	59,080	69,080	-
6	72,000	71,040	81,040	-
7	84,000	83,050	93,050	-
8	96,000	95,110	105,110	-
9	108,000	107,220	117,220	-
10	120,000	119,380	129,380	(1,030)
15	180,000	180,950	190,950	(1,560)
20	240,000	243,810	253,810	(2,110)

(注)

1. 年の途中で退職されたときの基本退職一時金額は、月単位で計算された額が支払われます。

2. 基本退職一時金額は、平成22年4月1日改訂実施の商工会議所特定退職金共済制度規約に基づく金額ですが、経済変動や委託保険会社および委託割合の変更等により得失変更されることがあります。

3. 遺族一時金額および年金月額は基本退職一時金額を基準に計算しており、加算給付額は含まれていません。

※この制度は、商工会議所が委託保険会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づき運営しています。